

郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（案）の概要

1. 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されました。この改正により、これまで国が法令（法律や国が定める基準）で定めていた特定公園施設の設置基準について、国が定める基準を参酌して、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなったため、条例の新規制定を行うものです。

2. 条例制定の概要

都市公園に特定公園施設の新設、改築を行うときは「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める基準を参酌して定めた条例の基準に適合させなければなりません。

(1) 基準の対象となる施設（特定公園施設）

①園路及び広場、②屋根付広場、③休憩所、④野外劇場、⑤野外音楽堂、⑥駐車場、⑦便所、⑧水飲場、⑨手洗場、⑩管理事務所、⑪掲示板、⑫標識 の 12 施設

(2) 基準の考え方

現行の設置基準は、都市公園の機能を発揮するうえで十分であると考えられるため省令の基準どおり条例を制定します。

[基準例]

- ①園路・・・出入口（幅120cm以上、段差なし等）
- ②通路・・・幅180cm以上、縦断勾配5%以下、両側の手すり設置など
- ③階段・・・両側に手すりの設置など
- ④傾斜路・・・幅120cm以上、縦断勾配8%以下、手すりの設置など
- ⑤駐車場・・・車いす専用駐車施設の施設数確保、幅350cm以上など
- ⑥便所・・・車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすることなど

3. 施行日

平成25年4月1日施行予定

4. 関係法令

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）

□担当課：建設部都市住宅課（☎0575-67-1814）